

《介護保険料》

▼40歳以上の方は、介護保険の加入が義務付けられています。また、介護保険の財源の半分は、加入者が納める介護保険料で賄われています。

●介護保険料を滞納した場合の対応

①納期限が過ぎた滞納者に対し、「督促状」を送付します。

↓

②督促状送付後も納付や相談が無い場合は、「催告書」を送付します。

↓

③催告書に応じない悪質滞納者には、「差押え予告書（警告文）」、さらに「差押え通告書（最終通告文）」を送付し、それでも相談が無い場合は差押えを執行します。

介護保険料を滞納してしまうと、介護サービスを利用する際に介護サービス費用の全額負担や3割負担になる場合があります。

問 市・介護支援課（はーとふる内）

☎ 49-6070

《下水道事業受益者負担金》

▼下水道事業受益者負担金は、公共下水道にかかわる事業に要する費用の一部として使われています。

●下水道事業受益者負担金を滞納した場合の対応

①納期限が過ぎた滞納者に対し、「督促状」を送付します。

↓

②督促状送付後も納付や相談が無い場合は、「催告書」を送付します。

↓

③催告書に応じない悪質滞納者には、「差押え予告書（警告文）」、さらに「差押え通告書（最終通告文）」を送付し、それでも相談が無い場合は差押えを執行します。

受益者負担金の納付は、年4回の5年分割となりますが、一括払いの申し出も可能です。市の指定金融機関または収納代理金融機関をご利用ください。

口座振替での納付も可能です。

問 市・上下水道課

☎ 42-2049



公課の納付義務と滞納者への対応について

保育所の運営や下水処理場の維持管理、介護保険制度などの行政サービスは、公課により賄われています。



公課は公共的な負担金
滞納者には差押えを執行

公課とは、国や地方公共団体が徴する租税で、国税・地方税を含まないさまざまな公共的な負担金などがあります。

市の公課には、保育料、下水道使用料、下水道受益者負担金、介護保険料、港湾施設使用料、後期高齢者医療保険料があります。

公課も市税などと同じく納付義務があります。このため、滞納した場合は、納期限までに納付している多くの皆さんとの公平性を保つため、財産調査のうえ差押えなどの滞納処分を行い、所有している財産を金銭に換え、滞納している公課に充てて整理しています。

ただし、滞納処分を行うと生活困窮になるおそれがあるなどの滞納処分することができない場合には、執行停止を行います。

市では、悪質と判断せざるを得ない滞納者への対応をさらに強化していきます。公課や市税などは、忘れずに納期限までに納めましょう。

《後期高齢者医療保険料》

▼後期高齢者医療保険は、75歳以上の方や65歳から74歳までの方で一定の障がいを持つ方を対象にした保険制度です。これにより、納めた保険料額にかかわらず、同程度の医療を受けることができます。

●後期高齢者医療保険料を滞納した場合の対応

①納期限が過ぎた滞納者に対し、「督促状」を送付します。

↓

②督促状送付後も納付や相談が無い場合は、「催告書」を送付します。

↓

③催告書に応じない悪質滞納者には、「差押え予告書（警告文）」、さらに「差押え通告書（最終通告文）」を送付し、それでも相談が無い場合は差押えを執行します。

問 市・市民課

☎ 42-1805

《港湾施設使用料》

▼船舶が、留萌港に入港した際に、港湾施設使用料がかかります。使用料には、入港料、けい船料、用地使用料、占用料などがあります。徴収した使用料は、港湾の維持管理・整備費などに充てられます。

使用料の納期限は、使用許可日の翌末日となり、指定の金融機関で納付することができます。

●港湾施設使用料を滞納した場合の対応

①納期限が過ぎた滞納者に対し、「督促状」を送付します。

↓

②督促状送付後も納付や相談が無い場合は、「催告書」を送付します。

↓

③催告書に応じない悪質滞納者には、「差押え予告書（警告文）」、さらに「差押え通告書（最終通告文）」を送付し、それでも相談が無い場合は差押えを執行します。

問 市・経済港湾課

☎ 42-1840

《下水道使用料》

▼下水処理場は、生活排水などを浄化し、きれいにしてから海や川に流すための施設です。下水道使用料は、下水処理場の運転や下水管の補修などの費用として使われています。

●下水道使用料を滞納した場合の対応

下水道使用料は、水道料金と合わせて徴収していることから、悪質滞納者に対しては、「給水停止予告書（警告文）」を送付します。

一定期間経過しても反応が無い場合は、「給水停止決定通告書（最終通告文）」を送付し、それでも相談が無ければ、給水停止を行います。

下水道使用料の納付書払いの場合は、市内の金融機関（郵便局を除く）および契約のある全国のコンビニエンスストアで納付することができます。また、口座振替もできますので、忘れずに納期限までに納めましょう。

問 市・上下水道課

☎ 42-5151

《保育料》

▼安定した保育所の運営のため、運営経費は国や地方公共団体が負担しているほか、受益者である保護者もその一部を保育料として負担いただいています。

●保育料を滞納した場合の対応

①納期限が過ぎた滞納者に対し、「督促状」を送付します。

↓

②督促状送付後も納付や相談が無い場合は、「催告書」を送付します。

↓

③催告書に応じない悪質滞納者には、「差押え予告書（警告文）」、さらに「差押え通告書（最終通告文）」を送付し、それでも相談が無い場合は、児童手当支払い分から保育料を直接徴収（特別徴収）するほか、差押えを執行します。

問 市・教育委員会子育て支援課

☎ 42-1808